

別紙（陳情第12号）

**「給与所得等に係る特別徴収税額の決定・変更通知書（特別徴収義務者用）」
（第三号様式）への個人番号の記載を中止することを求める意見書**

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」の施行に伴って、国から地方自治法第245条の4に基づいて、「地方税分野における個人番号・法人番号の利用について」（平成27年10月2日付総税企第95号ほか）などにおいて、特別徴収義務者に対して発出する通知への納税義務者の個人番号の記載に関する技術的助言がされている。

しかしながら、特別徴収税額通知への個人番号の記載は、郵便物の紛失等による情報漏えいのリスクがあること、また個人番号を記載し、簡易書留で郵送する場合には郵送料が増大するとともに、受け取りまでに日数を要し、特別徴収義務者による徴収事務に支障を来す恐れがある。

よって、政府においては、個人番号に係る情報漏えいを防ぐとともに、事業所側、自治体側の両方の事務での混乱を防ぐためにも、下記の事項を実施するよう強く要望する。

記

- 1 個人番号の記載欄を追加した「決定・変更通知書」（第3号様式）の様式について個人番号欄を削除する、又は、変更前の旧様式の使用を当分の間認めるなど、法令等上の必要な措置を講じること。